

まず、知ることから始めましょう

～部落差別解消推進法の具現化をめざして～

部落差別解消の推進に関する法律が2016年12月16日に施行されてから、1年が経過しました。第69回全国人権・同和教育研究大会での奥田均先生（近畿大学教授）の講話をもとにふり返ってみたいと思います。

まず、部落差別解消推進法第一条を改めて読んでみましょう。

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

1 部落差別の存在が、初めて法律で認知されました。

「もう部落差別なんて、昔の話だ」なんて思っていないですか。問題解決の出発点は、差別の現実を知ることです。今回の法律の制定により、差別の存在を認めるかどうかは、「考え方や理解の違い」の問題ではなく、「法律を認めるのか、否定するのか」という議論となりました。

2 部落問題の解決が、初めて法律で明記されました。

意外なことに、部落問題の解決をうたった法律は今までありませんでした。過去に出された「同和対策事業特別措置法」の目的は、同和対策事業の目標設定と住民の生活向上に限られていました。部落差別のない社会の実現をめざすこの法律は、「あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう」と訴えた、同和対策審議会答申の理念が初めて社会的規範となったものです。

法律は、第一条の目的に基づいて、部落差別の解消に向けて、国や地方公共団体が施策を講じる責務を明らかにし、相談体制の充実や教育・啓発の実施、部落差別の実態に係る調査の実施などを規定しています。

まず、この法律を知ることから始めましょう。そして、職場や地域社会で広く周知していきましょう。知られないことには、課題も活用も生まれません。一人一人が、自らの存在と人権が守られ、生きがいを実感できるまちづくりの担い手です。